

# 平成 29 年度 宇美町共働事業提案制度 募集要項



※今回の募集は、平成 29 年度当初予算成立後、速やかに事業開始できるようにするために、予算成立前に募集の手続を行うものです。平成 29 年度当初予算の町議会における成立が前提であり、事業内容等の変更の可能性があることをあらかじめご了承ください。

## 【申込・問い合わせ先】

### 宇美町役場 まちづくり課

〒811-2192 糟屋郡宇美町宇美五丁目 1 番 1 号

TEL092-934-2370 e-mail:kyoudou@town.umi.lg.jp

※この募集要項や申請様式等は下記のURLからダウンロードできます。

<http://www.town.umi.lg.jp/site/kyoudou/〇〇〇>

## 1. 宇美町共働事業提案制度とは

宇美町では、第6次総合計画で「地域の創意と主体性を生かした共働による地域づくりの推進」を重点目標の一つに掲げ、町民と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を生かしながら共働して公共サービスに取り組み、町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指しています。

今回、地域課題の効果的かつ効率的な解決を図り、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体の先駆性、専門性、独自性等を生かした、町民活動団体と宇美町が共働で実施する公益的な事業提案を募集します。

## 2. 応募できる団体の要件

以下の項目をすべて満たす団体であることが必要です。

- (1) 主たる活動の場が町内にあり、自主的かつ自発的な運営が行われていること。
- (2) 共働事業の提案の日において20歳以上の者が代表者であり、5人以上の会員で構成されていること。
- (3) 定款、規約、会則があり、会員名簿を備えていること。
- (4) 団体としての運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適正に行われていること。
- (5) 共働事業の成果報告や会計報告ができること。
- (6) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体等又は構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (8) 設立趣旨及び活動内容が共働のパートナーとして適当でないと認められる団体でないこと。



### 3. 対象となる事業

平成29年度中（平成30年3月31日まで）に実施完了する事業で、以下の項目をすべて満たす事業が対象です。

- (1) 宇美町内で実施される公益性の高い事業であり、地域課題の解決に対して具体的な成果及び効果が期待できるもの
  - (2) 町民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当で、それぞれの特性を生かして共働して実施することで相乗効果が期待できるもの
  - (3) 町民活動団体の先駆性、専門性、独自性等を生かした取組であるもの
  - (4) 予算の積算、実施日程等の事業計画が適正であり、実現可能性があるもの
- ※前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象外です。**

- (1) 宗教、政治又は営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けているもの

### 4. 共働事業の種類・経費の負担額

#### (1) 共働事業の種類

共働事業の種類は、次のとおりです。

	内容
町民活動団体提案型 共働事業	町民活動団体が自ら企画提案を行うものです。
行政提案型 共働事業	行政が町民活動団体と共働で取り組みたい課題又はテーマをあらかじめ示し、これを基に町民活動団体が具体的な取組を提案するものです。

#### (2) 経費の負担額

町と町民活動団体の経費の負担は、次のとおりです。

	町の負担額	町民活動団体の負担額
町民活動団体提案型 共働事業	事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内で、1事業あたり30万円を限度とします。	事業の実施に必要な総事業費のうち、町の負担額以外の額となります。
行政提案型 共働事業	事業の実施に必要な総事業費の10分の9以内で、町が提示した金額を限度とします。	事業の実施に必要な総事業費のうち、町の負担額以外の額となります。

## (3) 助成対象経費

共働事業の実施に直接要する、必要不可欠な経費が対象です。同じ経費であっても補助対象となる部分とならない部分があります。以下に例示していますが、詳しくはまちづくり課までお問い合わせください。

項目	補助対象となるものの例	補助対象とならないものの例
人件費	共働事業の実施に直接かかる人件費	団体運営にかかる恒常的な人件費
食糧費	講師の飲料代、ワークショップ開催時等に必要な飲料・茶菓子に限る	左記以外の飲食にかかる費用は補助対象外
原材料費	塗料や木材などの原材料	行事・イベント等の参加者が自己負担すべきと考えられる原材料
旅費	講師の交通費や宿泊費（町の基準に準じる）	調査研究や視察に伴う交通費・宿泊費
通信運搬費	郵便料、宅配便代	電話料、インターネット使用料
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費	
保険料	事業の実施にかかる保険料	建物等にかかる火災保険・地震保険、自動車保険など
報償費	外部の講師への謝礼	団体会員のみを対象とした講座にかかる謝礼、団体会員への謝礼、事業参加者への参加賞
使用料及び賃借料	会場や会議室の使用料、車や機械の借上料、駐車料金	団体事務所の賃借料、団体会員所有の車両または機材の借上料
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレットの作成費、必要な資料等を作成するためのコピー代	適正な数量を超える印刷代
消耗品費	用紙、文房具、事務用品などの購入費（概ね1万円未満のもの）	適正な数量を超える消耗品の購入費
備品購入費	—	一律対象外
その他		光熱水費などの団体の恒常的な運営経費、慶弔費、交際費、加入団体への負担金、領収証のないもの

## 5. 募集期間・提出書類

平成 29 年 1 月〇日（〇）～平成 29 年 2 月〇日（〇）の間に、以下の書類をまちづくり課にご提出ください。

応募にあたっては、共働のパートナーとなる担当課と十分に事前協議を行ってください。実施したい事業があっても、どこが担当課かわからないという場合には、まちづくり課にご相談ください。

- (1) 宇美町共働事業提案制度共働事業提案書(様式第 1 号)
- (2) 宇美町共働事業提案制度提案団体概要書(様式第 2 号)
- (3) 宇美町共働事業提案制度共働事業企画書(様式第 3 号)
- (4) 宇美町共働事業提案制度共働事業収支予算書(様式第 4 号)

## 6. 審査

提案された共働事業については、学識者や一般公募住民等で構成される共働事業提案制度実施判定委員会（以下「判定委員会」という。）において、申請団体からの公開プレゼンテーションを経て実施を決定します。公開プレゼンテーションの日程等は下記のとおりです。

●日時 平成 29 年〇月〇日（〇）〇時～

●場所 宇美町役場 2 階 大会議室

※審査を行う判定委員には、各団体から提出された共働事業提案書の写しを配布します。この他に判定委員に配布したい資料がある場合は、〇月〇日（〇）までに、まちづくり課へお持ちください。必要部数は〇〇部です。

※パソコン・プロジェクターを利用してプレゼンテーションを実施する場合は、準備の都合上事前にお申し出ください。

※プレゼンテーションへの出席は、各団体 3 名までです。発表の持ち時間は、各団体 10 分以内とし、10 分を超えた場合は、その時点で打ち切りとなりますので、申請された内容に沿って簡潔にご説明ください。また、発表後、質疑応答の時間があります。

判定委員会が審査結果を町長に報告した後、町長が共働で実施する事業を最終的に決定し、申請団体に対し結果を通知します。

## 7. 共働事業の実施

共働事業実施決定後、実施団体は担当課とともに、事業内容やそれぞれの役割分担等を協議し、共働事業の運営に関する協定書を締結します。団体と町との「目的の共有」「相互理解」「自主・自立、対等な関係」のもと、協定書に沿って事業を進めます。

事業内容を変更、中止又は廃止する場合は、事業の変更申請等を行う必要があります。申請が遅れると、共働事業の実施決定が取消しになる可能性もありますので、速やかにまちづくり課までご連絡ください。

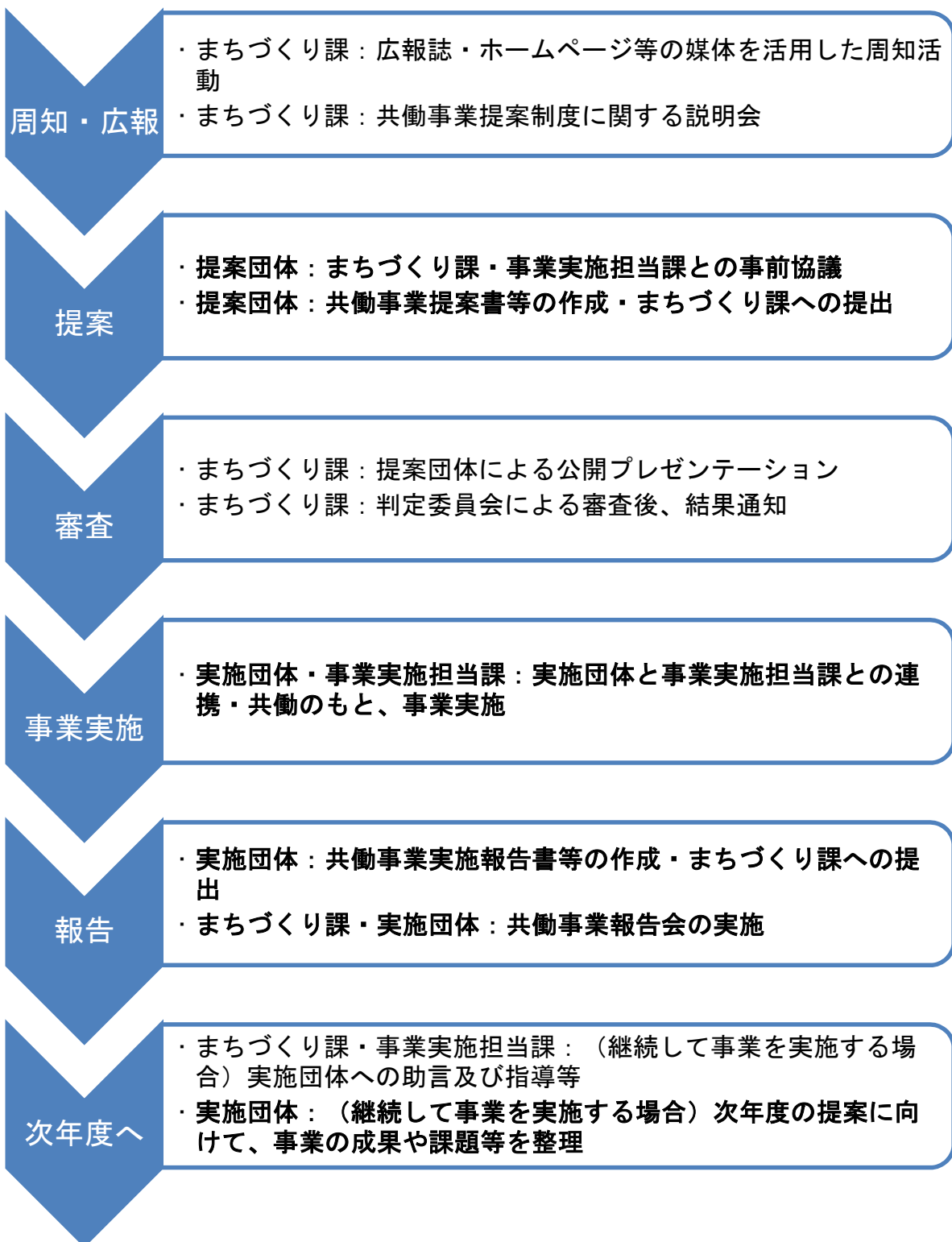
事業完了後、まちづくり課に実績を報告していただき、平成 30 年〇月に実施予定の活動報告会にて実績を発表していただきます。

なお、共働事業の実施に伴い収入が生じたり、寄付を受けたなどの理由により、決算において残余金を生じた場合は、団体と町との経費の負担割合に応じて、当初の決定額にかかわらず、負担金額を変更することがあります。

## 8. その他

- ・ 同一の共働事業の実施は、3 回を上限とします。
- ・ 事業実施に係る資料は各団体において 5 年間保管してください。
- ・ 各団体から申請され、決定された全ての事業は、町ホームページにて公表します。また、審査結果及び理由、事業の実施・報告内容及び団体の情報等についても、個人情報に関するものを除き、原則公表します。
- ・ 事業実施の中で知り得た個人情報については、取扱いに十分ご注意ください。

## 共働事業提案制度町民活動団体型共働事業実施の流れ



様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

宇美町長 殿

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

## 宇美町共働事業提案制度共働事業提案書

年度宇美町共働事業について、下記のとおり関係書類を添えて提案します。なお、会員名簿、担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

共働事業の種類	<input type="checkbox"/> 町民活動団体提案型 <input type="checkbox"/> 行政提案型 ※該当するものに○印を記入してください。
共働事業の名称	

## 添付書類

- (1) 宇美町共働事業提案制度提案団体概要書 (様式第 2 号)
- (2) 宇美町共働事業提案制度共働事業企画書 (様式第 3 号)
- (3) 宇美町共働事業提案制度共働事業収支予算書 (様式第 4 号)
- (4) その他関係資料



## 様式第 2 号 (第 7 条関係)

## 宇美町共働事業提案制度提案団体概要書

団体の名称		
団体の所在地 (事務所等)	〒      ー	
代表者氏名 (ふりがな)		
設立年月日 (活動開始年月日)	年      月      日	
会員数	人 (うち宇美町民の人数      人)	
主な活動分野		
主な活動内容		
主な活動場所		
主な活動実績		
担当者連絡先 ※非公開情報	氏名 (ふりが な)	
	役職	
	住所	〒      ー
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

※下記の書類を必ず添付してください。

- (1) 直近年度の団体の収支 (決算) 報告書
- (2) 提案年度の団体の予算書
- (3) 団体の定款、規約、会則等
- (4) 団体の会員名簿※非公開情報

## 様式第 3 号 (第 7 条関係)

## 宇美町共働事業提案制度共働事業企画書

1 事業の名称	
2 事業の分野 (主となる該当分野に○印を記載してください。)	<p>①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④観光の振興を図る活動 ⑤農山村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動 ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動 ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑬子どもの健全育成を図る活動 ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動 ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱消費者の保護を図る活動 ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ⑳その他 ( )</p>
3 事業の内容	<p>(1)現状と課題</p> <p>(2)事業の目的</p> <p>(3)実施時期・期間 (いつ行うのか)</p> <p>(4)実施場所 (どこで行うのか)</p> <p>(5)対象者 (誰・何を対象に行うのか)</p>

	<p>(6)実施方法（どのような方法で行うのか）</p> <p>(7)期待される具体的な成果・効果</p>
<p>4 事業の特色 （先駆性、専門性、柔軟性等の特色について記載してください）</p>	
<p>5 役割分担</p>	<p>(1)提案団体が担う役割（団体は具体的に何を行うのか）</p> <p>(2)町へ期待する役割（町に具体的に何を行ってほしいか）</p>
<p>6 町と共働する意義及び必要性、期待される相乗効果</p>	
<p>7 その他 （共働事業を提案するにあたり、アピールしたいことがあれば自由にご記入ください）</p>	

様式第 4 号 (第 7 条関係)

## 宇美町共働事業提案制度共働事業収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠 (品名、単価、数量等)	備考
合計			

(支出の部)

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠 (品名、単価、数量等)	備考
合計			